

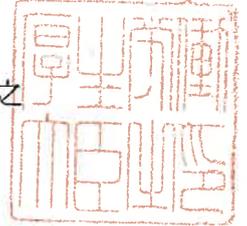
厚生労働省発基安0117第1号

令和4年1月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令第一条第三号のボイラーの範囲の変更

次に掲げるものを労働安全衛生法施行令第一条第三号のボイラーから除外するものとする。

一 ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が十六平方メートル以下のもの

二 ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

第二 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等の追加

厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等として、第一の一及び二に掲げるものを追加するものとする。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和四年三月一日から施行すること。

二 経過措置

1 第一の一又は二に掲げる木質バイオマス温水ボイラー（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第一条第三号ニからへまでに掲げるものに該当するものを除く。）であつて、この政令の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもののうち、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十条第二十五号に掲げる機械等に係るものに限る。）を具備していないものについては、この政令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、労働安全衛生法第四十二条の規定は適用せず、新令第一条第三号に定めるボイラー（旧令第一条第四号の小型ボイラーに該当するものにあつては、新令第一条第四号の小型ボイラー）とみなして、労働安全衛生法（第四十二条を除き、同法に基づく命令を含む。）の規定を適用するものとする。

2 この政令の施行の日前（1の温水ボイラーについては、1の期間の経過前）にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例によるものとする。こと。